

大規模施設等時短要請協力金の交付のお知らせ

山梨県では、令和3年8月20日から県内の大規模施設等に対し、営業時間の短縮や酒類提供を行わないこと、カラオケ設備の使用自粛等の要請（以下「時短要請等」という。）を行います。

つきましては、この時短要請等に御協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を交付いたします（時短要請等及び協力金の対象施設・事業者につきましては、裏面を御確認ください）。

なお、協力金交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合は、協力金の交付決定を取り消します。また、偽りその他の不正行為の内容が悪質な場合は、犯罪になる可能性があります。

大規模施設等に関する協力金の概要

○要請期間・対象地域

要請期間	令和3年8月20日(金)～令和3年9月12日(日)
対象地域	山梨県全域

○時短要請等に応じた事業者の方への協力金

※協力金の交付には、遅くとも令和3年8月23日(月)までに時短要請等へのご協力を開始した上で、要請期間終了まで連続してご協力頂く必要があります。

※飲食店は本協力金の対象外となります。

大規模施設運営事業者	特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者に対して、 自己利用部分（注）の協力面積1,000㎡毎に20万円/日・施設に「時短要請に応じて短縮された時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額 を協力日数分交付
大規模施設及びイベント関連施設のテナント事業者	大規模施設及びイベント関連施設において、テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、 店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗に「時短要請に応じて短縮された時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額 を協力日数分交付

（注）大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

○大規模施設運営事業者の方への加算額

テナント事業者等の管理・把握に係る加算額	要請に応じたテナント店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する施設については、「要請に応じたテナント店舗等の数×2千円」に、「時短要請に応じて短縮された時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を日額に加算
特定百貨店店舗に関する算定	「要請に応じた特定百貨店店舗の数×2万円」に、「時短要請に応じて短縮された時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を日額に加算

〈要請対象施設・協力金交付対象〉

(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

施設の種類	内訳 (床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る)	要請内容	協力金 交付対象
大規模施設	商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	大規模施設運営事業者及びテナント事業者
	遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	
	遊興施設 (注2)	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
	サービス業を営む施設	ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
	映画館等	映画館、プラネタリウム等	
	屋内運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ等	
イベント関連施設	劇場等	劇場、観覧場、演芸場等	テナント事業者のみ
	集会施設等	集会場、公会堂	
	展示施設等	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
	ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
	屋外運動施設等	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	
	遊技施設	テーマパーク、遊園地等	
	博物館等	博物館、美術館等	

※イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。

※感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請する。

※感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。

※飲食店等の取扱いは、飲食店に対する休業又は営業時間短縮の要請内容(特措法第 31 条の 6 第 1 項、第 24 条第 9 項)に準じる。

(注 1) 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具等。

(注 2) ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。